

第1編 児童福祉法【抜粋】

昭和22年12月12日法律第164号

第1章 総則

第1条【重要度A】

全て児童は、**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条【重要度A】

- ① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の**保護者**は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条【重要度B】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第1節 国及び地方公共団体の責務

第3条の2【重要度A】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の**保護者を支援**しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3【重要度B】

- ① **市町村**（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、**障害児通所給付費の支給**、第24条第1項の規定による**保育の実施**その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- 一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うこと。
 - 二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。
- ⑮ この法律で、**親子再統合支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑯ この法律で、**社会的養護自立支援拠点事業**とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑰ この法律で、**意見表明等支援事業**とは、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑱ この法律で、**妊産婦等生活援助事業**とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑲ この法律で、**子育て世帯訪問支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ⑳ この法律で、**児童育成支援拠点事業**とは、養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。
- ㉑ この法律で、**親子関係形成支援事業**とは、内閣府令で定めるところにより、親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第6条の4【重要度A】

この法律で、**里親**とは、次に掲げる者をいう。

- 一 内閣府令で定める人数以下の**要保護児童**を養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「**養育里親**」という。）
- 二 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の**要保護児童**を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う**研修を修了した者**に限る。）のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「**養子縁組里親**」という。）

第2編 こども基本法【抜粋】

【全体につき、重要度B】

令和4年法律第77号

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第2条（定義）

- ① この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- ② この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 - 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

第3条（基本理念）

- こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
 - 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
 - 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
 - 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
 - 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

第3編 保育所保育指針【抜粋】

平成29年3月31日厚生労働省告示第117号

第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る**基本原則**に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて**創意工夫**を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの**最善の利益**を考慮し、その**福祉**を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する**専門性**を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における**環境**を通して、**養護及び教育**を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、**入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援**等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、**倫理観**に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する**保育に関する指導**を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの**人権**に十分配慮するとともに、子ども一人一人の**人格**を尊重して保育を行わなければならない。

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に**説明**するよう努めなければならない。

ウ 保育所は、入所する子ども等の**個人情報**を適切に取り扱うとともに、保護者の**苦情**などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

第6編 令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要【抜粋】

結果の概要

【母子世帯と父子世帯の状況】

		母子世帯	父子世帯
1	世帯数	119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)
2	ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (79.5%) [79.6%] 死別 5.3% (8.0%) [5.3%]	離婚 69.7% (75.6%) [70.3%] 死別 21.3% (19.0%) [21.1%]
3	就業状況	86.3% (81.8%) [86.3%]	88.1% (85.4%) [88.2%]
	うち 正規の職員・従業員	48.8% (44.2%) [49.0%]	69.9% (68.2%) [70.5%]
	うち 自営業	5.0% (3.4%) [4.8%]	14.8% (18.2%) [14.5%]
	うち パート・アルバイト等	38.8% (43.8%) [38.7%]	4.9% (6.4%) [4.6%]
4	平均年間収入 [母又は父自身の収入]	272万円 (243万円) [273万円]	518万円 (420万円) [514万円]
5	平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円 (200万円) [236万円]	496万円 (398万円) [492万円]
6	平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円 (348万円) [375万円]	606万円 (573万円) [605万円]

※ 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果との比較には留意が必要。

※ () 内の値は、前回（平成28年度）調査結果を表している。（平成28年度調査は熊本県を除いたものである）

※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果との比較には留意が必要である。なお、平成28年度調査結果との比較のため、[] に令和3年度の調査結果の実数値で算出した割合を掲載している。